

愛媛県教育職員の免許に関する規則の
一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 20 号）の施行に伴い、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部科学省令第 26 号）の一部が改正されたため、規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

教職経験に応じて免許状取得必要単位数が軽減されることに伴い、単位の修得方法に係る規定を改めるもの。

3 施行期日

平成29年 4 月 1 日

議案第16号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年3月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 井上 正

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
(単位の修得方法)					
第5条 他の種類の免許状を取得する場合の単位の修得方法については、次の表（第1表から第24表まで）の定めるところによる。					
第1表					
免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
				最低修得単位数	最低修得単位数
幼稚園教諭1種免許	幼稚園教諭1種免許	5	45	4	4
				法施行規則第2条	法施行規則第2条
				第15表による。	第14表による。
				20	20
				省略	省略

免許状授与の根拠	受けよう免 とすの種 許状の類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教科又は 教職に関 する科目
				単位数	最低修得 単位の配 分	
法別表第3	中学校教 諭1種免 許状	5	45	10	第14表に よる。	省略
		省略		16	第17表に よる。	

第4表

免許状授与の根拠	受けよう免 とすの種 許状の類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教科又は 教職に関 する科目
				単位数	最低修得 単位の配 分	
法別表第3	中学校教 諭1種免 許状	5	45	10	第14表に よる。	省略
		省略		12	第18表に よる。	

免許状授与の根拠	受けよう免 とすの種 許状の類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教科又は 教職に関 する科目
				単位数	最低修得 単位の配 分	
法別表第3	中学校教 諭1種免 許状	5	45	10	第13表に よる。	省略
		省略		16	第16表に よる。	

第4表

免許状授与の根拠	受けよう免 とすの種 許状の類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教科又は 教職に関 する科目
				単位数	最低修得 単位の配 分	
法別表第3	高等学校 教諭1種 免許状	5	45	10	第13表に よる。	省略
		省略		12	第17表に よる。	

3									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第5表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		備考
				単位数	最低修得単位数	単位数	最低修得単位数	
法附則第5項	中学校教諭1種免許状基礎資格番号1号 省略	10	10	4	第13表による。	6	第16表による。	省略
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号4号 省略	5	10	6	同上	4	第17表による。	省略

第6表

免	受けようとする	在	総	教科に関する科目	教職に関する科目
---	---------	---	---	----------	----------

3									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第5表

免許状授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目		教職に関する科目		備考
				単位数	最低修得単位数	単位数	最低修得単位数	
法附則第5項	中学校教諭1種免許状基礎資格番号1号 省略	10	10	4	第14表による。	6	第17表による。	省略
	高等学校教諭専修免許状基礎資格番号4号 省略	5	10	6	同上	4	第18表による。	省略

第6表

免	受けようとする	在	総	教科に関する科目	教職に関する科目
---	---------	---	---	----------	----------

許状授与の根拠	する免許状の種類	職年数	単位数	目	目	最低修得単位の配分	
				最低修得単位数	最低修得単位数		
法附則第9項	高等学校教諭1種免許状(実習) (イ) 省略	3	10	5	5	第14表による。	第18表による。

第7表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
				最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数
法施行規	幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	12	省略
				法施行規則第2条第1項に定めると	第15表による。	

許状授与の根拠	する免許状の種類	職年数	単位数	目	目	最低修得単位の配分	
				最低修得単位数	最低修得単位数		
法附則第9項	高等学校教諭1種免許状(実習) (イ) 省略	3	10	5	5	第13表による。	第17表による。

第7表

免許状授与の根拠	受けようとする免許状の種類	在職年数	総単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
				最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数
法施行規	幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	12	省略
				法施行規則第2条第1項に定めると	第14表による。	

の根拠	29年改正法附則第8項	10	90	20	分	数	分	数	分	数	
		11	85	19	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第18表による。	20	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第18表による。
		省略				省略					
の根拠	29年改正法附則第11項	3	15	5	分	数	分	数	分	数	
		省略				省略					
		3	15	10	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。	3	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。
		4	10	3	同上	6	第17表による。	4	同上	6	第17表による。

の根拠	29年改正法附則第8項	10	90	20	分	数	分	数	分	数	
		11	85	19	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第17表による。	20	法施行規則第5条に定めるところによる。	24	第17表による。
		省略				省略					
の根拠	29年改正法附則第11項	3	15	5	分	数	分	数	分	数	
		省略				省略					
		3	15	10	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。	3	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
		4	10	3	同上	6	第16表による。	4	同上	6	第16表による。

幼稚園教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
	省略					
小学校教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。
幼稚園教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
小学校教諭2種免許状	5	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第16表による。
29年改正法附則第12項						
29年改正法						

幼稚園教諭2種免許状	3	15	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第14表による。
	省略					
小学校教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
幼稚園教諭2種免許状	1	10	5	法施行規則第2条第1項に定めるところによる。	5	第14表による。
小学校教諭2種免許状	5	10	5	法施行規則第3条第1項に定めるところによる。	5	第15表による。
29年改正法附則第12項						
29年改正法						

附則第13項

る。

附則第13項

る。

第9表

免許 状授 との 根拠	受けよう とする免 許状の種 類	在職 年数	総単 位数	教科に関する科目		備考
				単 位数	最低修得 単位の配 分	
法別 表第 5	中学校教 諭1種免 許状(実 習) 省略	3	10	5	第14表に よる。	第17表に よる。
					5	
備考 4	中学校教 諭2種免 許状(実 習)	6	10	5	同上	第17表に よる。
					5	

第10表

第9表

免許 状授 との 根拠	受けよう とする免 許状の種 類	在職 年数	総単 位数	教科に関する科目		備考
				単 位数	最低修得 単位の配 分	
法別 表第 5	中学校教 諭1種免 許状(実 習) 省略	3	10	5	第13表に よる。	第16表に よる。
					5	
備考 4	中学校教 諭2種免 許状(実 習)	6	10	5	同上	第16表に よる。
					5	

第10表

免許状の授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	養護に関する科目		教職に関する科目		養護又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法別表第6	養護教諭1種免許状	3	20	8	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)1、看護学(救急処置を含む。)2	6	第19表による。	省略
省略	省略	省略						
法別表第6	養護教諭1種免許状	1	10	4	看護学(救急処置を含む。)1	3	第19表による。	省略

免許状の授与の根拠	受けようとする免許の種類	在職年数	総単位数	養護に関する科目		教職に関する科目		養護又は教職に関する科目
				単位数	最低修得単位の配分	単位数	最低修得単位の配分	
法別表第6	養護教諭1種免許状	3	20	8	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)1、看護学(救急処置を含む。)2	6	第18表による。	省略
省略	省略	省略						
法別表第6	養護教諭1種免許状	1	10	4	看護学(救急処置を含む。)1	3	第18表による。	省略

年 以 上 在 学 者																				
省 略																				

備考1・2 省略

第11表

免 状 授 の 根 拠	許 授 の 類	け う す 免 状 種 よ と る 許 の 類	在 職 年 数	総 単 位 数	管 理 学 校 則 年 厚 生 2 第 1 に 掲 げ る に 係 る 科 目	士 規 定 和 省 ・ 第 41 表 掲 げ る に 係 る 科 目	栄 養 指 定 省 令 第 41 号 に 係 る 科 目	栄 養 に 係 る 教 育 に 関 する 科 目	教 職 に 関 す る 科 目	法 別 表 第 6 の 2	栄 養 教 諭 1 種 免 許 状	3	40	32	2	当 該 教 育 に 係 る 科 目 の うち 1 以 上 の 科 目	単 位 数	最 低 修 得 単 位 の 配 分	法 施 行 規 則 第 10 条 の 3 に 定 め る こ ろ に よ る。	単 位 数	最 低 修 得 単 位 の 配 分	第 20 表 に よ る。
										単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数

年 以 上 在 学 者																				
省 略																				

備考1・2 省略

第11表

免 状 授 の 根 拠	許 授 の 類	け う す 免 状 種 よ と る 許 の 類	在 職 年 数	総 単 位 数	管 理 学 校 則 年 厚 生 2 第 1 に 掲 げ る に 係 る 科 目	士 規 定 和 省 ・ 第 41 表 掲 げ る に 係 る 科 目	栄 養 指 定 省 令 第 41 号 に 係 る 科 目	栄 養 に 係 る 教 育 に 関 する 科 目	教 職 に 関 す る 科 目	法 別 表 第 6 の 2	栄 養 教 諭 1 種 免 許 状	3	40	32	2	当 該 教 育 に 係 る 科 目 の うち 1 以 上 の 科 目	単 位 数	最 低 修 得 単 位 の 配 分	法 施 行 規 則 第 10 条 の 3 に 定 め る こ ろ に よ る。	単 位 数	最 低 修 得 単 位 の 配 分	第 19 表 に よ る。
										単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数	単 位 数

校教諭普免許状	2	6		6	同上		
小学校教諭普免許状	1	11	7	4	第23表 による。		
中学校教諭2種免許状	2	8	5	3	同上		
	3	7	5	2	同上		
高等学校教諭普免許状	1	6		3	同上	3	法施行規則第18条の2の表備考策3号に定めるところによる。

表備考第4号

高等学校教諭1種免許状	2	5				3	同上	2	同上
中学校教諭1種免許状(2種免許状を除く。)	1	9				3	第24表による。	6	同上
中学校教諭普通免許状	2	6				2	同上	4	同上

第13表 省略
 第14表 省略
 第15表 省略
 第16表 省略
 第17表 省略
 第18表 省略
 第19表 省略

第14表 省略
 第15表 省略
 第16表 省略
 第17表 省略
 第18表 省略
 第19表 省略
 第20表 省略
 第21表

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	単位数	最低修得単位数
幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭普通免許状	3	教育課程及び指導法に関する科目 保育内容の指導法
			3

第22表

受けようとする免許状の種類	有すること を必要とする 学校の免許状	単位数	最低修得単位数	
			教育課程及び指導法に関する科目 各教科の指導法	生徒指導、 教育相談及び進路指導 等に関する 科目
小学校教諭 2種免許状	幼稚園教諭 普通免許状 中学校教諭 普通免許状	10 7 9 6	7 5 7 5	2 1 2 1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条

の2の表備考第2号に定めるところによる。ただし、最低修得単位数が7単位の場合にあつては5以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上又は4以上の教科の指導法及びこれらのうち3以上について2単位以上を修得するものとし、最低修得単位数が5単位の場合にあつては5以上の教科の指導法についてそれぞれ1単位以上、4以上の教科の指導法及びこれらのうち1以上について2単位以上又は3以上の教科の指導法及びこれらのうち2以上について2単位以上を修得するものとする。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第23表

受けようとする免許状の種類	有すること を必要とする 学校の免許 状	単 位 数	最低修得単位数	
			教育課程及び指 導法に関する科 目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目
中学校教諭 2種免許状	小学校教諭 普通免許状	4	2	2
		3	1	2
		2	1	1
	高等学校教 諭普通免許 状	3	1	1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条

の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

第24表

受けようとする免許状の種類	有すること を必要とする学 校の免許状	単 位 数	最低修得単位数	
			教育課程及 び指導法に 関する科目 各教科の指	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する

	導法	科目
高等学校教諭	3	1
1種免許状	2	1
		2
		1

備考1 各教科の指導法の単位の修得方法は、法施行規則第18条

の2の表備考第2号に定めるところによる。

2 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法の事項を1以上含むものとする。

2 省略

3 第1項の表第15表から第20表までにおいて、不足する単位数については、それぞれの表に規定する教職に関する科目のうちから修得しなければならない。

4 第1項の表第17表及び第18表において、法施行規則第6条の規定により教育課程及び指導法に関する科目に含めることが必要な事項とされている各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

2 省略

3 第1項の表第14表から第19表までにおいて、不足する単位数については、それぞれの表に規定する教職に関する科目のうちから修得しなければならない。

4 第1項の表第16表及び第17表において、法施行規則第6条の規定により教育課程及び指導法に関する科目に含めることが必要な事項とされている各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案説明

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年文部科学省令第20号）の施行に伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。